

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊丘珠駐屯地
第325会計隊丘珠派遣隊長 黒川 孝一

一般競争契約の執行について下記のとおり公告します。

記

1 競争入札（売払）に付する事項

- (1) 件名：廃タイヤ 別紙第1 内訳書のとおり
- (2) 引渡場所：陸上自衛隊丘珠駐屯地
- (3) 引渡期限：令和8年8月31日（代金納付の日から5日以内）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「会計令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一競争参加資格）において「物品の買い受け」がC等級以上に格付けされている者で、北海道地域に競争参加資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。（防衛省競争参加資格（全省庁統一競争参加資格）を新規に申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。）
- (3) 「入札及び契約心得」を厳守している者
- (4) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊丘珠駐屯地第325会計隊丘珠派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 適用する契約条項等

- (1) 契約条項
本契約については、駐屯地用標準契約書不用物品売払契約条項を適用する。
- (2) 特約条項
特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 実施しない。

6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 陸上自衛隊丘珠駐屯地 厚生センター 談話室
- (2) 日 時 令和8年7月17日（水）10時30分～（10時20分から入室可）

7 落札決定方法

- (1) 単価が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。但し、同額の場合は抽選により決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 保証金等

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する）

9 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争に参加するのに必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札金額が訂正してある入札書、入札金額、入札者及び押印が判明し難いもの。
- (3) 電報・FAX・電話による入札及び入札開始時刻に遅れた者による入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 誓約した事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

10 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札者に説明する。

11 その他

- (1) 売払品の実質重量及び状態については現物現況を優先とし、現場確認をしなかったことによって生じる不利益は入札者の負担とする。
- (2) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (3) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処理すること。
- (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は該当物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることが出来ない。
- (5) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (6) 入札参加者は資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (7) 代表者以外の方が入札書を提出する場合は「入札事項に関する委任状」を提出すること。
- (8) 入札書は消費税を含まない金額を記載する。
- (9) 入札者は次の文面を宣誓し、入札書に記載するものとする。「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- (10) 当隊では、感染対策及び業務の効率化・合理化の観点から郵便入札を推奨する。もし入札当日参加を希望される場合は、事前（7月16日12時まで）にご連絡をお願い致します。
- (11) 郵便による入札は、件名を記入した封筒に入札書を入れ封をし、資格審査結果通知書（写）を同封して「件名」入札書在中と明記した封筒に入れて書留郵便（簡易書留、メール便可）にて**7月16日（木）17時までに必着**させること。この際、下記入札担当者に電話にて書留郵便等した旨を通知すること。又、初度の入札で落札できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、別示する。
- (12) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (13) 契約業者は輸送時及び保管等に際し、紛失防止に万全を期すこと。
- (14) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法令等に基づき実施するものとし、一切の責任は落札業者の責めによるものとする。
- (15) 本入札実施にあたり、市場価格調査を実施する。入札参加を希望される場合は、**7月16日（木）12時までに市場調査価格票の提出**をすること。この際、提出に関しては、**FAXでの提出を可とする**。
- (16) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
 - ア 入札及び現場確認に関する事項 陸上自衛隊丘珠駐屯地第325会計隊丘珠派遣隊契約班
担当： 長内（TEL011-781-8321 内線346）
（FAX011-781-0504）
 - イ 売払物品等及び現場確認に関する事項 陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊補給科
担当： 小山田（TEL011-781-8321 内線331）

12 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：陸上自衛隊丘珠駐屯地第325会計隊丘珠派遣隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/f i n /index.html>
- (2) 掲示期間：令和8年7月2日 ～ 令和8年7月17日

内 訳 書

No	品 名	規 格	単位	数 量	備考
1	廃タイヤ	205/60R16	本	4	業務車等
2	廃スタッドレスタイヤ	215/85R18	本	6	1/2tトラック等
3	廃スタッドレスタイヤ	37×12.50R17.5-8PR	本	46	1 1/2tトラック等
4	廃タイヤ	10.00R20-14PR	本	1	1 1/2tトラック等
5	廃タイヤ	11.00R20.5-14PR	本	14	3 1/2tトラック等
6	廃スタッドレスタイヤ	11.00R20-16PR	本	16	3 1/2tトラック等
7	廃スタッドレスタイヤ	10R22.5-14PR	本	17	除雪車等
8	廃タイヤ	12R22.5-14PR	本	10	3 1/2tトラック等
9	廃スタッドレスタイヤ	12R22.5-14PR	本	76	3 1/2tトラック等
10	廃スタッドレスタイヤ	12R22.5-16PR	本	4	除雪車等
11	廃スタッドレスタイヤ	365/70R 22.5 160J	本	4	高速除雪車
12	廃タイヤ	235/60R 17.5	本	6	高速除雪車
13	廃タイヤ	15.5インチ 60-18	本	4	野外用フォークリフト
14	廃タイヤ	165R13-8PR	本	2	航空機用牽引車
15	廃タイヤ	7.00-6-6PR	本	3	航空機用牽引車
16	廃タイヤ	18×5.5-8PR	本	16	航空機用牽引車
17	廃タイヤ	18×11.00-10 2PR	本	7	草刈機
18	廃タイヤ	23×10.50-12 2PR	本	1	草刈機
19	廃タイヤ	4.00-8 4PR	本	1	草刈機
		以下余白			

仕 様 書			
調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 名	丘 珠 駐 屯 地 業 務 隊
調 達 要 求 年 月 日		作 成 年 月 日	R8.6.24
		変 更 年 月 日	
仕 様 書 番 号	丘珠駐業 - Z080028		
廃タイヤ売払			
1. 総則 1.1 適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊丘珠駐屯地において廃タイヤ売払に対して適用する。 2. 売払に関する要求 契約の相手方は、下記に示す事項を実施するものとする。 a) "廃棄物の処理及び清掃に関する法律"(以下、"法律"という。)に基づき実施するものとする。 b) 回収時期については、官側からの事前連絡によるものとし請負業者による自発的な回収はないものとする。 2.2 現場管理 回収場所は別紙第3による。 a) 作業場所は常に整理整頓及び清掃を実施し、事故防止に努める。 b) その他、官側の規則等に従う。 2.3 補償 本売払完了後に生じた事故等の修復については、その原因が請負業者の責に帰すべき理由によるものと認められた場合、請負業者が修復すべき補償義務を負う。 3. その他の指示 この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。			

廃タイヤ回収場所

北GCA地区

①

